

資料編

- 基本となる条例
- 総合計画と個別計画
- 策定体制・経過
- 多治見市総合計画審議会
- 多治見市総合計画市民委員会
- 多治見市議会第7次総合計画後期計画策定特別委員会
- 用語集

基本となる条例

○多治見市市政基本条例(抜粋)

平成18年9月28日
条例第41号

第3章 総合計画

(総合計画)

第20条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。

- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。
- 3 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。
- 4 総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想と基本計画について議会の議決を経て、策定されます。
- 5 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。
- 6 市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。
- 7 市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。

○多治見市健全な財政に関する条例(抜粋)

平成19年12月17日
条例第48号

(総合計画策定における原則)

第16条 市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければなりません。

- 2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、当該策定又は見直しに当たって策定又は見直しされた実行計画の計画期間内における各年度について、次に掲げる事項を基本構想に記載しなければなりません。
 - (1) 一般会計における歳入の見込み
 - (2) 一般会計における歳出の計画額
 - (3) 財政判断指数の見込み
- 3 前項第1号に規定する歳入の見込みは、想定される複数の状況について推計され、基調となる傾向が示されなければなりません。
- 4 総合計画は、前項の規定による基調となる傾向に沿って、策定されなければなりません。
(中期財政計画)

第18条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定しなければなりません。

- (1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額
- (2) 財政判断指数の見込み及びその算定に当たっての主要な数値
- (3) 財政調整基金等の財政運営に関する基金の残高
- 2 第16条第3項の規定は、前項第1号に規定する歳入の見込みについて準用します。
- 3 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算を議会に提出するに当たっては、中期財政計画を併せて提出しなければなりません。
- 4 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算について、その概要を公表するに当たっては、中期財政計画を併せて公表しなければなりません。

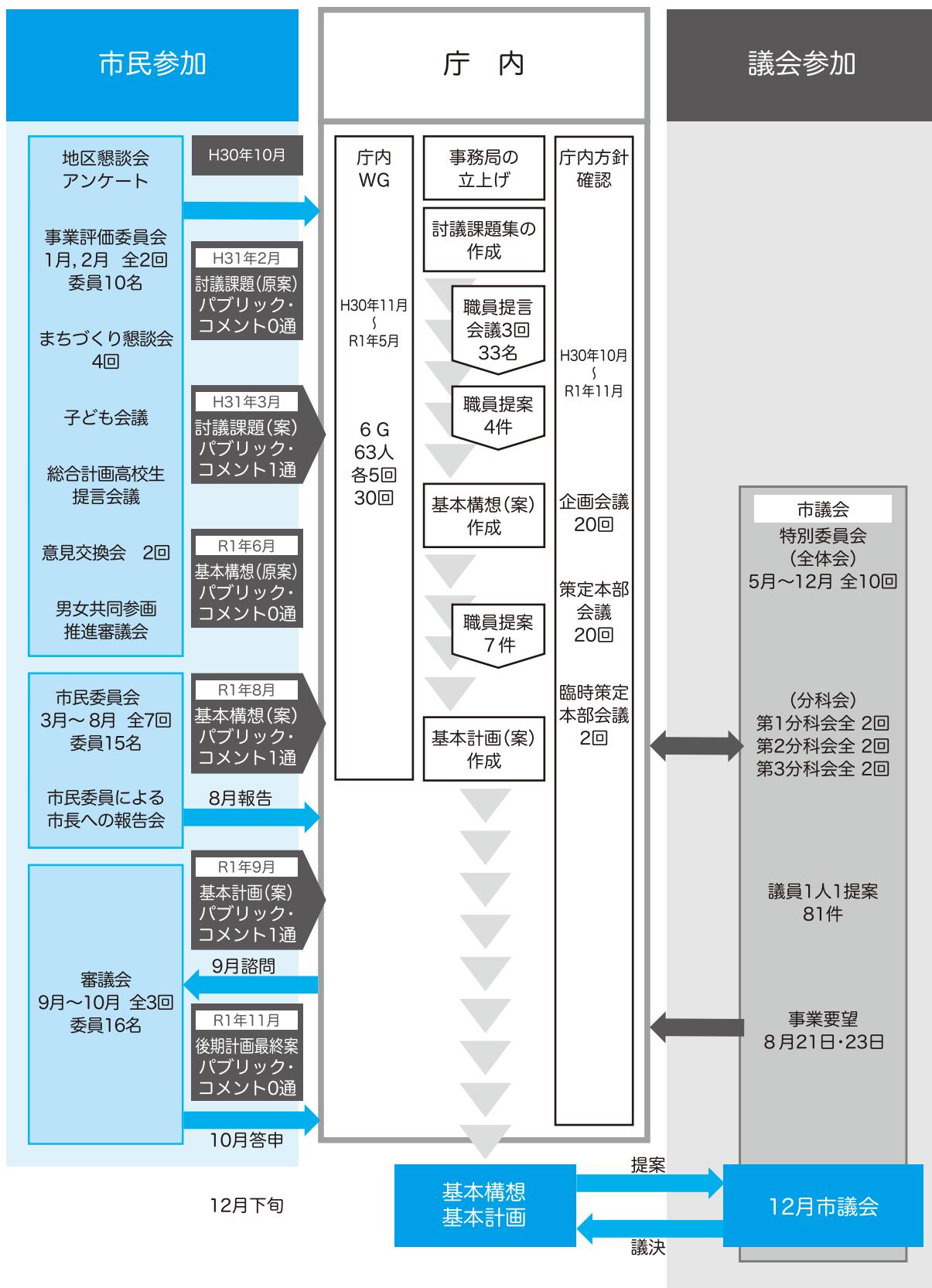
総合計画と個別計画

市の政策を定める最上位の計画である総合計画の下には、政策分野ごとに個別計画が定められ、総合計画を補完しています。多治見市市政基本条例では、「市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。」と定めています。

主な個別計画一覧表

政策の柱	計画名	年度									現計画期間
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	△…見直し時期	
総合計画		第7次総合計画(後期計画) → 第8次総合計画									H28～R5年度
安心して子育て・子育ちするまちづくり	たじみ子ども未来プラン(子育ち支援事業計画)										R2～R6年度
	たじみ子ども未来プラン(次世代育成支援対策行動計画)										H27～R6年度
	多治見市教育基本計画										H30～R4年度
健康で元気に暮らせるまちづくり	たじみ健康ハッピープラン										H25～R4年度
	多治見市民病院改革プラン										H28～R2年度
	多治見市生涯スポーツ推進プラン										H27～R6年度
	多治見市高齢者保健福祉計画										H30～R2年度
	多治見市障害者計画										H30～R2年度
	多治見市障害福祉計画										H30～R2年度
	多治見市障害児福祉計画										H30～R2年度
	多治見市地域福祉計画										R1～R5年度
にぎわいと活力のあるまちづくり	多治見市バリアフリー基本構想										目標年次 R2年
	多治見市産業・観光振興計画										R2～R5年度
	多治見駅周辺都市整備将来構想										(期間の定めなし)
	多治見市中心市街地活性化基本計画										H30～R4年度
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想										H26～R5年
安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	多治見市農業振興地域整備計画										H27～R2年度
	多治見市水道ビジョン										H29～R8年度
	多治見市生活排水処理基本計画										目標年次 R7年度
	多治見市公共下水道基本計画										目標年次 R7年度
	多治見市地域防災計画										(毎年度更新)
	多治見市環境基本計画	▲									H29～R6年度
	多治見市まち美化計画										R2～R6年度
	多治見市一般廃棄物(ごみ処理)基本計画										H29～R8年度
	緑の基本計画										長期目標 R2年度
	多治見市都市計画マスターplan										H28～R2年度
	多治見市立地適正化計画										R1～R22年度
	多治見市風景づくり計画										(期間の定めなし)
	多治見市総合交通戦略										H26～R5年度
市民が互いに助け合い 学び合うまちづくり	多治見市地域公共交通網形成計画										H29～R5年度
	多治見都市計画道路網構想										(期間の定めなし)
	多治見市人権施策推進指針										R2～R5年度
	多治見市子どもの権利に関する推進計画	▲									H29～R6年度
政策を実行・実現する 行財政運営	たじみ男女共同参画プラン	▲									H30～R9年度
	多治見市債権管理計画										R2～R5年度
	多治見市行政改革大綱										H29～R2年度
	多治見市定員適正化計画										R2～R6年度
	多治見市公共施設等総合管理計画										H28～R7年度
	多治見市公共施設適正配置計画										R1～R40年度
	多治見市公共施設長寿命化計画										R2～R40年度
	多治見市人財育成基本計画										R2～R6年度
	多治見市情報化計画										R2～R5年度

策定体制・経過



○多治見市総合計画策定に関する規則

昭和47年10月1日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市総合計画(以下「計画」という。)の策定に必要な事項を定めるものとする。

(審議会の庶務)

第2条 多治見市総合計画審議会条例(昭和54年条例第28号)第2条に規定する審議会の庶務は、企画部企画防災課において処理する。

(組織)

第3条 計画策定のため、次の機関を置く。

- (1) 企画会議
- (2) 策定本部
- (企画会議)

第4条 企画会議は、計画事項の各般にわたって調整を行うものとする。

- 2 企画会議は、企画防災課長及び部等の長が選任した者で組織する。
- 3 企画会議の長は、企画防災課長をもって充てる。
- 4 企画会議は、必要に応じワーキンググループを設置し、必要な事項の調査に当たらせることができる。

(策定本部)

第5条 策定本部は、企画会議から提示された内容を審査し、計画を立案するものとする。

- 2 策定本部は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 市長、副市長、教育長
 - (2) 企画部長、総務部長、福祉部長、市民健康部長、経済部長、環境文化部長、都市計画部長、建設部長、水道部長、会計管理者、市議会事務局長、監査委員事務局長、副教育長、教育委員会事務局長、消防長
- 3 策定本部の議長は副市長を、副議長は企画部長をもって充てる。

(庶務)

第6条 企画会議、策定本部及びワーキンググループの庶務は、企画部企画防災課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

多治見市総合計画審議会

○ 多治見市総合計画審議会条例

昭和54年12月21日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、多治見市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、多治見市総合計画の策定について必要な事項の調査及び審議を行うための審議会を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 産業界の代表 5人以内
- (3) 市民団体等の代表 5人以内
- (4) 公共団体等の代表 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了をもって終わるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(会議録)

第7条 審議会は、会議録を備えるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認めた事項

(小委員会)

第8条 会長は、特別の事項を審議させるため、必要に応じ、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、小委員会の会長及び会議に準用する。この場合において、第6条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多治見市総合計画審議会委員名簿

令和元年9月26日現在

委員区分	氏 名	所 属	役職等
第1号委員 (学識経験者)	○古 池 嘉 和	名古屋学院大学現代社会学部	教授
	中 澤 香 代	多治見市教育委員会	教育委員
	樋 口 昭 二	十六銀行 多治見支店	支店長
第2号委員 (産業界代表)	◎市 原 好 二	多治見商工会議所 東濃信用金庫	副会頭 理事長
	小 木 曽 利 之	多治見市商店街連合会	会長
	柴 田 錦 見	株式会社 FMたじみ	代表
	竹 内 幸 太 郎	多治見陶磁器卸商業協同組合	理事長
第3号委員 (市民団体代表)	浅 野 み な 子	ふれあいねもと	運営委員
	伊 藤 静 香	多治見市男女共同参画推進審議会	会長
	加 藤 孝 春	多治見市区長会	副会長
	蒲 悅 子	多治見市主任児童委員	代表
	原 美 奈	多治見市重度心身障害者協会	代表
第4号委員 (公共団体代表)	今 枝 寛 彦	多治見市社会福祉協議会	会長
	植 野 利 康	多治見砂防国道事務所	事務所長
	尾 崎 浩 之	東濃県事務所	所長
	野 々 村 敦	多治見警察署	署長

◎ 会長 ○ 職務代理者

委員の数16名(男性11名、女性5名)

多企防第410号
令和元(2019)年9月26日

多治見市総合計画審議会
会長 市原 好二 様

多治見市長 古川 雅典

第7次多治見市総合計画(後期計画)について(諮問)

多治見市の現状及び社会情勢の変化を踏まえ、「共につくる。まるごと元気!多治見」を目指し、令和2年度から4年間を期間とした第7次多治見市総合計画(後期計画)の基本構想案及び基本計画案を策定いたしましたので、御審議賜りたくここに諮問します。

令和元年10月30日

多治見市長 古川 雅典 様

多治見市総合計画審議会
会長 市原 好二

第7次多治見市総合計画(後期計画)の策定について(答申)

令和元年9月26日付け多企防第410号をもって諮問がありました、第7次多治見市総合計画(後期計画)基本構想案、基本計画案について慎重に審議した結果、適切であると認めたため答申します。

なお、貴職におかれましては、下記に留意し、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に推進されることを期待します。

記

【基本構想】

- 1 生産年齢人口の増加によるまちの活性化を目指し、人口減少を抑えるために、総合計画を着実に実行実現していただきたい。
- 2 高齢化、防災、交通などの地域課題へ対応するため、地域力向上に向けた取組を支援していただきたい。
- 3 渋滞解消に向けた道路整備を計画的に進めていただきたい。
- 4 基本方針「共につくる。まるごと元気！多治見」が計画だけにとどまることなく、みんなで共有し実践されるよう取り組んでいただきたい。
- 5 SDGsに多治見らしい視点を取り入れて、計画を実施していただきたい。
- 6 美濃焼の伝統を引き継ぐだけでなく、新たにチャレンジしていく取組を「セラミックバレー」のブランドを活用して進めていただきたい。
- 7 多治見らしい文化の魅力や歴史を活かしたまちづくりを進め、国内外からの観光誘客を促していただきたい。

【基本計画】

- 1 安心して子育て・子育ちするまちづくり
 - 子どもの貧困対策や地域で取り組む子育て支援策を進めていただきたい。
 - インクルーシブ教育の充実や義務教育学校の設置等、特色ある教育を進めていただきたい。
 - 出産祝い金の支給等、他市の事例を参考にし、有効な少子化対策の取組を進めいただきたい。

2 健康で元気に暮らせるまちづくり

- 障がい児(者)が地域で安心して暮らしていくよう、個々に合った支援を実施するとともに、親への支援も充実していただきたい。
- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ショートステイやグループホーム等を充実していただきたい。

3 にぎわいと活力のあるまちづくり

- 誘致した企業と地元企業との連携、中小企業の事業承継支援や創業支援など、経済を活性化させる事業を拡充していただきたい。
- 移住の促進やまちのにぎわいが増すような多治見駅南地区市街地再開発事業にしていただきたい。
- リニア中央新幹線の開通を見据えた、観光振興策を強化していただきたい。
- 女性や高齢者の再就職の促進など、多様な「人財」を育成するための仕組みづくりを支援する取組を進めていただきたい。
- 郷土の歴史や文化を後世に伝えていくため、文化財の保存・活用を推進していただきたい。

4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

- 高齢者の増加にも対応するため、あいのりタクシーなど公共交通システムによる市民の移動手段を確保する施策を進めていただきたい。
- 高齢化の進む団地の過疎化を防ぐため、空き家の利活用を進めるとともに、空き家になる前の対策に取り組み、子育て世帯等の移住を進めていただきたい。
- 移住定住を進めるため、今ある多治見の魅力を有効な方法で発信していただきたい。
- 多治見を元気にしてくれる「クリエイティブな人財」をターゲットにした、移住施策を進めていただきたい。

5 市民が互いに助け合い学び合うまちづくり

- さまざまな災害に対応できるように、地域防災活動に取り組むためのコミュニティ形成への支援を進めていただきたい。
- 災害などの緊急時に、外国人を含めた誰にでも情報が行き届くよう、「エフエムたじみ」や「おりべネットワーク」などと連携した取組を進めていただきたい。
- どのような政策・施策においても男女平等な視点をもって実行していただきたい。
- 防犯カメラの設置を進めていただくとともに、商店街や企業等へ設置の働きかけや支援をしていただきたい。

6 政策を実行・実現する行財政運営

- 本庁舎の建替え場所を早く決め、建設しない土地の利用も含めた議論を進めたい。

以上

多治見市総合計画市民委員会

○ 多治見市総合計画市民委員会設置要綱

平成10年6月30日

告示第101号

(目的及び設置)

第1条 多治見市の総合的な都市づくりの基本方向を示す多治見市総合計画の策定を、市民と協働して推進するため、多治見市総合計画市民委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 市民委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、本市の総合計画策定に関心があり、総合計画策定に取り組む意欲と情熱のある人のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該総合計画の策定の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、市民委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の市民委員会は、市長が招集する。

2 市民委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 市民委員会の庶務は、企画部企画防災課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成10年7月1日から施行する。

多治見市総合計画市民委員会委員名簿

令和元年8月23日現在

氏名	所属
伊藤 健	東濃信用金庫とうしん地域活力研究所 上席調査役
加納 明子	おりべネットワーク株式会社 放送部グループ長
◎菊地 裕幸	愛知大学地域政策学部 教授
木下 貴子	多治見きょう法律事務所 弁護士
桑原 真紀	多治見市文化振興事業団 根本交流センター所長
佐藤 薫	特定非営利活動法人まーる 理事長
柴田 真希	多治見商工会議所(レクセント株式会社 代表取締役社長)
○鈴木 亜紀子	多治見青年会議所(エール行政書士事務所 行政書士)
仙石 治郎	公募委員
高木 重則	多治見市区長会 総務会長
丹羽 一貴	公募委員
堀尾 憲慈	日本労働組合総連合会岐阜県連合会東濃地域協議会 議長
向井 一仁	多治見地区手をつなぐ親の会 代表
山田 美穂	多治見市PTA連合会 家庭教育委員長
山本 真行	多治見市土岐川観察館 館長

◎会長 ○副会長

委員の数15名(男性9名、女性6名)

多治見市長 古川雅典 様

第7次総合計画市民委員会の議論を終えて

第7次総合計画(後期計画)の策定において、市民委員会として7回にわたり会議を重ね、きめ細かく議論しました。その中で醸成された委員会全体としての市政への思いや提案を第7次総合計画(後期計画)(案)に反映させることができたと考えております。

最終回の委員会では、各委員から市への思いや今後の市政への期待が述べられましたことを、委員会が閉会したことと併せて報告します。

令和元年8月23日
多治見市総合計画市民委員会
会長 菊地裕幸

I 会議経過

会議	開催日	検討事項
第1回	平成31年3月13日	委嘱式、討議課題集について
第2回	〃 4月16日	討議課題集について
第3回	令和元年5月14日	基本構想(素案)について
第4回	〃 5月28日	基本計画(素案)について
第5回	〃 6月 3日	基本計画(素案)について
第6回	〃 8月 6日	基本構想、基本計画(原案)について
第7回	〃 8月23日	委員会総括、市長報告

2 今後4年間の多治見市政への期待

(1) 市政全般について

- ・多様な市民参加の機会を設け、市民の意見を事業計画に反映しようとする姿勢を感じられました。今後も市民目線で、市民と協働した市政運営を期待します。
- ・今回の策定作業を通じて、多治見市が抱えている課題の多さを知り、市民として、「自分には何ができるのか」を考えました。市には人口減少対策など、地域や住民だけでは解決できない課題への取組みを期待します。

(2) 地域力、人財育成について

- ・場所があるから人が集まるのではなく、活性化する人がいるから人が集まると思うので、地域で暮らす人たちを大切にするようなまちづくりを期待します。
- ・市の職員には地域に足を運び、市政や地域との接点が少ない市民も積極的に巻き込み、「共につくる」を実践していくことを望みます。
- ・まちづくりは人づくりだと思います。主体的にまちづくりに関われるよう、市民と企業、市政、地域とを繋ぐ役割を市に期待します。
- ・市の職員、自治会、ボランティア、市民団体など、まちのために働く人同士が顔と顔を突き合わせて付き合い、同じ方向を向いて、役割分担をしながら補い合ってまちづくりを進めしていくことを期待します。

(3) 子育て、教育について

- ・子育てに対する負担、不安、孤独感がある中で、親の気持ちを前向きにする取組みが進んでいます。引き続き子育て家庭への支援の充実に期待します。
- ・人づくりにおいては教育が重要です。親が自ら育ち、学ぶ機会が増えることや、企業や地域が子どもたちに関わる機会が増えることを望みます。
- ・多治見市の子どもたちが、いろいろな分野で岐阜県の中で一番になろうと思える環境の整備に期待します。

(4) シティプロモーション、移住定住について

- ・駅周辺の開発やコンパクトシティの形成など、老若男女が一緒に楽しめるにぎわいの場や機会の創出に期待します。
- ・一つは企業に選ばれるまち、もう一つは住む場所として選ばれるまちとなるための取組みを進め、若者が戻って来られる場がつくられることに期待します。
- ・女性が働くために必要な具体的な施策に期待します。
- ・「暑いまち」ではなく、魅力あるまちとして有名になることを期待します。
- ・多治見市は、都会も近く、産業もあり、観光資源もあり、緑も川もあります。こうした多治見市の良いところを市民が共有することを望みます。

多治見市議会第7次総合計画後期計画策定特別委員会

第7次総合計画後期計画の策定にあたり、21人の議員全員が所属する第7次総合計画後期計画策定特別委員会が立ち上げられ、基本構想及び基本計画について議論されました。

同委員会からは、市長に対し基本計画に係る要望が令和元年8月21日、8月23日(追加分)に提出され、9月12日に回答を提出しました。また、同回答に対して、9月30日に再度要望が提出され、10月20日回答を提出しました。要望及び回答は次のとおりです。

第7次総合計画(後期計画)基本計画に係る要望事項の提出について

令和元年8月21日

No	基本計画事業・主な内容
1	<p>【事業名】 定住を促進するため、市の魅力を発信するとともに、定住支援策を推進します。</p> <p>【提案内容】 「移住」という文言を加えてはどうか。なお、「定住を促進するため、リフォームや取壊しの支援などにより空き家などの住宅ストックの利活用を促します」についても、同様の検討をされたい。</p> <p>【提案理由】 施策名は移住定住促進となっているため、定住だけでなく移住も加える必要があるのではないか。</p>
2	<p>【事業名】 公共施設適正配置計画に基づき、施設の統合・複合化、転用、廃止等を進めます。</p> <p>【提案内容】 「基づき、」の後に「地域の意向を十分配慮して」を追加する。</p> <p>【提案理由】 統合・複合化、転用、廃止等を進めるにあたり、地域住民からの反発があるため、事業を円滑に進めるために配慮をしてほしい。</p>
3	<p>【事業名】 5S・おもてなしの向上により市民満足度を高めるとともに、制度改正や社会変化に対応するため、職員の政策立案・業務遂行能力の向上を図ります。</p> <p>【提案内容】 「市民満足度を高めるために、職員の政策立案・業務遂行能力の向上を図ります」と短くしてはどうか。</p> <p>【提案理由】 政策立案に特化してもう少し短くできるのではないか。</p>
4	<p>【事業名】 (都)音羽小田線・(仮称)白山豊岡線の優先順位に基づき、道路整備を進めます。</p> <p>【提案内容】 「継続事業」から「新規事業」とし、事業名変更前事業「快適に移動できるよう、効果的な道路網整備を進めるため、多治見都市計画道路網構想を見直します」を「完了事業」とする。</p> <p>【提案理由】 道路網構想自体は続いているが、前期計画で見直しは完了しているため、特に優先度の高いこの2路線について、新たな取り組みとして新規事業とする。</p>

	<p>【事業名】 道路や橋などの効率的な管理計画に基づいた維持・修繕を実施します。</p> <p>【提案内容】</p> <p>5 「河川」という文言を加えてはどうか。</p> <p>【提案理由】 浸水対策事業に関わらない一般的な河川(農業用水路含む)の改修は、この事業に含まれるが、「河川」が文言に含まれていないため、実際の事業との整合性を図る必要がある。</p>
6	<p>【事業名】 国際交流協会、企業及び教育施設などと連携し、多文化共生を促進します。</p> <p>【提案内容】</p> <p>「継続事業」ではなく「拡充事業」とし、多言語による情報提供や日本語講座の拡充をはかってはどうか。</p> <p>【提案理由】 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)が施行されたことを受け、増加が見込まれる外国人住民への情報提供の拡充、コミュニケーションの確保の観点から日本語講座の拡充を図ってはどうか。</p>
7	<p>【事業名】 市民主体の生涯学習活動の充実のため、地域や市民のニーズを把握し、支援を進めます。</p> <p>【提案内容】</p> <p>「継続事業」ではなく「拡充事業」とし、地域活動への支援を含め、生涯学習を全市的に拡充するとしてはどうか。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公民館だけでなく、地域への生涯学習の機会の提供を積極的に行い、生涯学習の全市的な拡充に取り組んでほしい。 ②高齢者にとって身近な地域活動の拠点をどのように確保していくのか考える必要性があるのでないか。

(追加分)令和元年8月23日

No	基本計画事業・主な内容
8	<p>【事業名】 地域力向上を図るため、地域の新たな枠組みと併せ、福祉、防災、生涯学習活動の場となる拠点整備(複合施設)を検討します。</p> <p>【提案内容】</p> <p>地域力の向上には、地域における拠点整備とともに、新たな地域の枠組みを検討していく必要がある。</p> <p>【提案理由】 後期計画の基本方針「共につくる。まるごと元気！多治見」を目指すには、地域力の向上をこれまで以上に支援をしていく必要があると考えるため。</p>

第7次総合計画(後期計画)基本計画に係る要望事項への回答

令和元年9月12日

No	基本計画事業	議会からの提案内容	提案への対応
1	定住を促進するため、市の魅力を発信するとともに、定住支援策を推進します。	「移住」という文言を加えてはどうか。なお、「定住を促進するため、リフォームや取壊しの支援などにより空き家などの住宅ストックの利活用を促します」についても、同様の検討をされたい。	文言の一部修正 基本計画事業名の文言修正を行う。 【修正後案】 移住定住を促進するため、リフォームや取壊しの支援などにより空き家などの住宅ストックの利活用を促します。 移住定住を促進するため、市の魅力を発信するとともに、支援策を推進します。
2	公共施設適正配置計画に基づき、施設の統合・複合化、転用、廃止等を進めます。	「基づき、」の後に「地域の意向を十分配慮して」を追加する。	変更なし 基本計画事業名の変更はしない。 (事業を行う際、地域への十分な説明をし理解を得ることは、本事業に限らず行っている。当該基本計画事業名だけに「地域の意向を十分配慮して」という文言を特記することは行わない。)
3	5S・おもてなしの向上により市民満足度を高めるとともに、制度改正や社会変化に対応するため、職員の政策立案・業務遂行能力の向上を図ります。	「市民満足度を高めるために、職員の政策立案・業務遂行能力の向上を図ります」と短くしてはどうか。	文言の一部修正 基本計画事業名の文言修正を行う。 【修正後案】 5S・おもてなしにより市民満足度を高めるとともに、職員の政策立案・業務遂行能力の向上を図ります。 (5S・おもてなしの推進は後期期間でも実施すべき重要な観点であるととらえているため、「5S・おもてなし」という文言は残す。)
4	(都)音羽小田線・(仮称)白山豊岡線の優先順位に基づき、道路整備を進めます。	「継続事業」から「新規事業」とし、事業名変更前事業「快適に移動できるよう、効果的な道路網整備を進めるため、多治見都市計画道路網構想を見直します」を完了事業とする。	継続→拡充 後期計画の方向性を「拡充」に変更。 (前期期間で見直した道路網構想の整備優先度に基づき、整備路線を決定し、都市計画決定等の手続きまでの実施となるため、前期計画時点から一步進んだ拡充事業であると整理するもの。対象事業が事業認可され実施段階へ移行する段階では、新たな基本計画事業として道路整備を位置付ける。)
5	道路や橋などの効率的な管理計画に基づいた維持・修繕を実施します。	「河川」という文言を加えてはどうか。	変更なし 基本計画事業名の変更はしない。 (河川・農道・林道については、台帳整備や修繕計画の策定だけを実施するものであり、農業用水路を含む河川の修繕工事については、通常の予算の中で市全体の優先順位をつけて実施するため文言の追加は行わない。)
6	国際交流協会、企業及び教育施設などを連携し、多文化共生を促進します。	「継続事業」を「拡充事業」とし、多言語による情報提供や日本語講座の拡充をはかってはどうか。	継続→拡充 後期計画の方向性を「拡充」に変更。 (外国人住民の増加を見据えて、先進市の事例収集や多言語同時翻訳機の導入・活用検討、現在行っている日本語講座の積極的なPRを実施していく予定。)

7	市民主体の生涯学習活動の充実のため、地域や市民のニーズを把握し、支援を進めます。	「継続事業」を「拡充事業」とし、地域活動への支援を含め、生涯学習を全市的に拡充するとしてはどうか。	継続→拡充
8	(基本計画を新たに追加する。)	<p>新規事業名 「地域力向上を図るため、地域の新たな枠組みと併せ、福祉、防災、生涯学習活動の場となる拠点整備(複合施設)を検討します」</p> <p>地域力の向上には、地域における拠点整備とともに、新たな地域の枠組みを検討していく必要がある。</p>	追加なし

第7次総合計画(後期計画)基本計画に係る再要望事項の提出について

令和元年9月30日

No	基本計画事業・主な内容
2	<p>【事業名】 公共施設適正配置計画に基づき、施設の統合・複合化・転用・廃止等を進めます。</p> <p>【提案内容】 「基づき、」の後に「地域の意向を十分配慮して」を追加する。</p> <p>【提案理由】 統合・複合化・転用・廃止等を進めるにあたり、地域住民からの反発があるため、事業を円滑に進めるために配慮をしてほしい。</p> <p>【再要望とする理由】 地域力の向上を図るためにには、地域住民の合意が必要不可欠と考える。施設の統廃合等については、地域住民の暮らしに直結するため、きめ細かな配慮を望む。</p>
8	<p>【事業名】 地域力向上を図るため、地域の新たな枠組みと併せ、福祉、防災、生涯学習活動の場となる拠点整備(複合施設)を検討します。</p> <p>【提案内容】 地域力の向上には、地域における拠点整備とともに、新たな地域の枠組みを検討していく必要がある。</p> <p>【提案理由】 後期計画の基本方針「共につくる。まるごと元気！多治見」を目指すには、地域力の向上をこれまで以上に支援をしていく必要があると考えるため。</p> <p>【再要望とする理由】 全市での問題として捉えており、1校区の方針が他の地域へ影響してしまうことは望ましくない。また、他の地域については、今後どのようになっていくかわからないため、地域の枠組みと同時に、施設整備(複合施設)についての検討の場は必要と考える。</p>

第7次総合計画(後期計画)基本計画に係る再要望事項に対する回答

令和元年10月20日

No	基本計画事業	議会からの提案内容	再要望とする理由	要望に対する回答
2	公共施設適正配置計画に基づき、施設の統合・複合化・転用・廃止等を進めます。	「基づき、」の後ろに「地域の意向を十分配慮して」を追加する。	地域力の向上を図るために、地域住民の合意が必要不可欠と考える。施設の統廃合等については、地域住民の暮らしに直結するため、きめ細かな配慮を望む。	すでに実行済みであるため変更しない。 ①今まで本土児童館・精華公民館の統合で行ったように、十分地元説明を行い事業を実施している。 ②実行計画に「地域・利用者との調整」を入れて事業を実施していく。
8	(基本計画を新たに追加する。)	新規事業名 「地域力向上を図るために、地域の新たな枠組みと併せ、福祉、防災、生涯学習活動の場となる拠点整備(複合施設)を検討します」 地域力の向上には、地域における拠点整備とともに、新たな地域の枠組みを検討していく必要がある。	全市での問題として捉えており、1校区の方針が他の地域へ影響してしまうことは望ましくない。また、他の地域については、今後どのようにしていくかわからないため、地域の枠組みと同時に、施設整備(複合施設)についての検討の場は必要と考える。	既存の基本計画事業で実施していくため新規に追加をしない。 ①地域力については、「地域住民や各種団体と連携し、地域力向上を図る活動を支援します」で活動を支援していく。 ②地域における拠点は、身近な施設である地域集会所や学校など既存施設を有効活用して対応する方針。地域施設整備に係る補助金制度によりすでに支援を行っている。 ③既存施設の有効活用については、「公共施設適正配置計画に基づき、施設の統合・複合化・転用・廃止等を進めます」で拠点施設の整備も含めて検討を進める。 ④生涯学習活動については、「市民主体の生涯学習活動の充実のため、地域や市民のニーズを把握し、支援を進めます」で生涯学習コーディネーター事業などソフト事業を充実する。